

## フードドライブ活動啓発動画制作委託業務 公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

フードドライブ活動啓発動画制作委託事業

#### (2) 事業の目的

令和4年3月に策定した「高知県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、各家庭で使い切れない未利用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄附する「フードドライブ活動」への周知・啓発を図ることで、高知県内の食品ロス削減に寄与することを目的とする。

#### (3) 事業内容

別添「仕様書4. 業務の内容及び実施方法」に基づき、業務を行う。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和6年9月17日まで

### 2 見積限度額

1, 495千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 審査委員会の設置

別途定める「フードドライブ活動啓発動画制作委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。候補者を選定した日から7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が候補者に替わって県と交渉を行うこととする。

### 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 法人格を有していること

(2) 営業又は活動年数が1年以上であること

(3) 経営状態が著しく不健全でない者であること

- (4) 食品ロス削減の意義等を理解し、同様の業務実績を有していること
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (6) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (7) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (9) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 質疑と回答

質疑は令和 6 年 5 月 20 日（月）15 時までに別紙様式 1－1 により持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで受け付ける。FAX 又は電子メールによる場合は、必ず電話により着信を確認すること。

なお、質疑と回答の内容は令和 6 年 5 月 23 日（木）までにホームページに掲載する。

## 7 参加申込及び資格要件の確認

- (1) プロポーザルの参加を予定している者は、プロポーザル参加申込書（別紙様式 1－2）に資格要件の確認書類を添えて申し込むこと。

申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとする。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式 1－2）	A 4 縦	1 部
2	資格要件確認書（様式 1－3）及び添付書類	A 4 縦	1 部
3	法人に関する調書（様式 1－4）	A 4 縦	1 部
4	類似事業の実績一覧表（様式 1－5）	A 4 縦	1 部

### ① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

### ② 提出期限

令和 6 年 5 月 20 日（月）15 時必着

### ③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県文化生活部 県民生活課

T E L : 088-823-9653

- (2) 資格要件の確認

県民生活課において、提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 6 年 5 月 22 日（水）に申込者へ電子メールにて通知する。

- (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たな

かった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

## 8 企画提案書の作成

別途定める「フードドライブ活動啓発動画制作委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりとする。

## 9 審査

別途定める「フードドライブ活動啓発動画制作委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとする。

## 10 審査結果

審査結果は、令和6年6月18日（火）までにすべての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

・高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

## 11 主な日程（予定）

令和6年5月9日（木）	募集開始
令和6年5月20日（月）15:00	参加申込締切
令和6年6月7日（金）15:00	企画提案書の提出締切
令和6年6月14日（金）10:00	審査委員会（提案者によるプレゼンテーション実施） 高知県立公文書館3階（高知市丸ノ内1丁目1-10）
令和6年6月18日（火）	審査結果通知

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式1-6により提出すること。

ただし、開示・非開示の判断は様式1-6に基づいて行うものではなく、様式1-6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

・高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

### 13 問い合わせ先

高知県文化生活部 県民生活課

担当者：森田、横山

T E L : 088-823-9653

F A X : 088-823-9879

E-mail : 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

### 14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

### 15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。